



佐賀県公報

平成16年
5月24日
(月曜日)
第12458号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 生活保護法に基づく指定居宅介護機関の廃止 (四〇一・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく指定介護療養型医療施設の廃止 (四〇二・) 一
- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (四〇三・) 二
- 生活保護法に基づく介護療養型医療施設の指定 (四〇四・) 三
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更 (四〇五・) 三

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 四
- 随意契約の相手方等の公示 (税務課) 四

○ 告示

●佐賀県告示第四百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成十六年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一(一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人光仁会

所在地 伊万里市山代町峰六千五百二十二番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 西田病院

所在地 伊万里市山代町峰六千五百二十二番地四

サービスの種類 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び短期入所療養介護

期入所療養介護

二(一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社コムスン上峰ケアセンター

所在地 三養基郡中原町大字原古賀五千三百七十二番地二

サービスの種類 訪問介護

●佐賀県告示第四百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から廃止の届出があった。

平成十六年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成十六年四月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人光仁会

所在地 伊万里市山代町峰六千五百二十二番地四

三 事業所の名称及び所在地

名称 西田病院

所在地 伊万里市山代町峰六千五百二十二番地四

●佐賀県告示第四百三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

名称 有限会社誠心堂薬局

所在地 伊万里市伊万里町甲二百五十九番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 誠心堂薬局本店

所在地 伊万里市伊万里町甲二百五十九番地三

サービスの種類 居宅療養管理指導

四 (一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人光仁会

所在地 伊万里市山代町峰六千五百二十二番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人光仁会 西田病院

所在地 伊万里市山代町楠久八百九十番地二

サービスの種類 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び短期入所療養介護

五 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人恵愛会

所在地 武雄市武雄町大字富岡七千六百五十三番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームゆつとらーと

所在地 武雄市武雄町大字富岡一万百一番地三

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

六 (一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人源勇会

所在地 佐賀郡川副町大字早津江三百三十九番地

一 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 株式会社コムスン
 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 株式会社コムスン鍋島ケアセンター
 所在地 佐賀市鍋島三丁目九番五号
 サービスの種類 訪問介護
 イ 名称 株式会社コムスン鳥栖シテイケアセンター
 所在地 鳥栖市大正町古野七百一番地
 サービスの種類 訪問介護
 二 (一) 指定年月日 平成十六年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 有限会社コミュニケーション
 所在地 唐津市二太子二丁目七番五十五号
 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 訪問介護げんき
 所在地 唐津市二太子二丁目七番五十五号
 サービスの種類 訪問介護
 三 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

ア 名称 デイサービスもみじ

所在地 佐賀郡川副町大字早津江津三百七十番地一

サービスの種類 通所介護

イ 名称 グループホームかえで

所在地 佐賀郡川副町大字早津江津二百六十三番地

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

七 (一) 指定年月日 平成十六年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ライフサポートNEO

所在地 神埼郡神埼町大字鶴千三百二十一番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 神埼紀水苑

所在地 神埼郡神埼町大字鶴千三百二十一番地一

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

八 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人和敬会

所在地 小城郡牛津町大字牛津二百四十五番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームヘルプサービスしゃくなげ

所在地 杵島郡江北町大字惣領分二四二〇番地一

サービスの種類 訪問介護

●佐賀県告示第四百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護療養型医療施設を次のとおり指定し

た。

平成十六年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十六年四月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人光仁会

所在地 伊万里市山代町峰六千五百二十二番地四

三 事業所の名称及び所在地

名称 医療法人光仁会 西田病院

所在地 伊万里市山代町楠久八百九十番地二

●佐賀県告示第四百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。
平成十六年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 居宅サービス事業

名称	有限会社ひかり介護サービス		所在地	変更年月日
	旧	新		
	鹿島市大字高津原四〇四番地一〇	鹿島市大字納富分一五一五番地		平成一六・四・一

二 居宅介護支援事業

名称	所在地	変更年月日
新 花のみねケアプランサービス	三養基郡三根町大字西島二七三〇番地一	平成一六・四・一
旧 花のみね居宅介護支援センター		

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年5月24日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
唐津市佐志字荒平1156番1、1156番3、1156番20及び1156番31
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
唐津市千代田町2109番地100
株式会社平成

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成16年5月24日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部税務課長 鈴 山 良 司

- 1 特定役務の名称及び数量
平成16年度税総合情報システム維持管理業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 3 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日

平成16年4月1日

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏 名 富士通株式会社 佐賀支店長 桐明建王

(2) 住 所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号

6 契約金額 57,136,800円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部税務課

(2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号